


◆教員免許証 (カード)

(表)

教員免許状の種類 旧免許状 普通・特別 / 臨時

教員免許証

照合番号 ○○○○○○○○
 氏名 ○○ ○○
 生年月日 平成○年○月○日
 免許状有効期限 (修了確認期限) 平成○年○月○日
 修了確認申請期限 平成○年○月○日
 更新講習受講期間 平成○年○月○日～○年○月○日



平成○年○月○日交付 ○○○教育委員会

(裏)

所有免許状
 中一普社会、高一普公民、高臨家庭

備考
 高臨家庭は平成○年○月○日まで有効

修了確認期限延期 平成○年○月○日
 平成○年○月○日交付 ○○○教育委員会

*講習免除者や修了確認期限延期者、新たな免許状取得者も修了確認期限までに教育委員会に申請し手続きが必要です。

◆制度の要点説明資料

あなたの教員免許状は、「旧免許状」です。

(教員免許状の種類)

教員免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の3種類があります。普通免許状と特別免許状は、授与されてから10年間、臨時免許状は3年間有効です。平成21年3月31日以前に授与された普通免許状と特別免許状は「旧免許状」、平成21年4月1日以降に授与された免許状は「新免許状」といいます。「旧免許状」所有者が平成21年4月1日以降に新しい免許状を取得しても、「旧免許状」となります。

(免許状更新制度)

「旧免許状所有者」のうち現職教員の方は、教員免許証に記載された「更新講習受講期間」に免許状更新講習を受講し、「修了確認申請期限」までに教育委員会に「修了確認申請」をしなければなりません。期日までに受講・申請をしない場合、「修了確認期限」の翌日、免許状は失効し、教員ではなくなります。ただし、免許状更新講習を受講し免許状の授与申請をして新免許状の授与を受けることにより、再度教員になることはできます。

「旧免許状所有者」のうち現職教員でない方は、過去教員であった場合や、教員として採用予定である場合、採用されることを希望する場合に、免許状更新講習を受